

令和5(2023)年度
科学研究費助成事業

科研費

公募要領

「基盤研究（C）」及び「若手研究」における
独立基盤形成支援（試行）

令和5(2023)年3月22日

独立行政法人日本学術振興会
(<https://www.jsps.go.jp/>)

はじめに

本公募要領は、令和5(2023)年度科学研究費助成事業－科研費－「「基盤研究(C)」及び「若手研究」における独立基盤形成支援(試行)」の公募内容や応募に必要な手続等を記載したものであり、

- [Ⅰ 科学研究費助成事業－科研費－の概要等](#)
- [Ⅱ 公募の内容](#)
- [Ⅲ 研究機関及び支援対象者に選定された方へ](#)
- [Ⅳ 関連する留意事項等](#)
- [Ⅴ 問い合わせ先等](#)

により構成しています。

このうち、「[Ⅱ 公募の内容](#)」においては、本制度の趣旨、応募要件、配分額の上限等や応募から交付までのスケジュール等を記載しています。

また、「[Ⅲ 研究機関及び支援対象者に選定された方へ](#)」においては、対象となる方に関する「応募に当たっての条件」や「必要な手続」等について記載しています。

関係する方におかれましては、該当する箇所について十分御確認願います。

なお、令和5(2023)年度公募における、主な変更点は「[令和5\(2023\)年度公募における主な変更点](#)」のとおりです。

重要説明事項

- ・ 科研費は、研究者個人の独創的・先駆的な研究に対する助成を行うことを目的とした競争的研究費制度ですので、研究計画調書の内容は応募する研究者独自のものでなければなりません。
研究計画調書の作成に当たっては、他人の研究内容の剽窃、盗用は行ってはならないことであり、応募する研究者におかれては、研究者倫理を遵守することが求められます。
- ・ 科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。
- ・ 科学的知識の質を保証するため、また、研究者個人やコミュニティが社会からの信頼を獲得するためには、科学者に求められる行動規範を遵守し、公平で誠実な研究活動を行うことが不可欠です。日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」（うち、Ⅰ. 科学者の責務）や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（特に、SectionⅠ 責任ある研究活動とは）の内容を理解し確認してください。
- ・ 学術研究の国際ネットワークの中で研究活動の質を高めていく観点から、国際学術誌での学術論文の発表、国際共著論文の執筆、国際会議での発表等により研究成果の積極的な国際発信に努めてください。

＜本制度の趣旨・基本的考え方＞

本公募は、「昨年８月に公募を行い、本年４月に「基盤研究（Ｃ）」又は「若手研究」の交付内定を受ける研究代表者」のうち、一定の要件を満たした者について、研究機関による研究基盤整備を前提とした科研費による追加支援を試行し、研究の効果・効用を高めようとするものです。

本制度の趣旨・基本的な考え方は以下のとおりであり、関係する研究者のみならず、研究者の所属する研究機関の科研費業務関係者等においても理解・共有いただく必要がありますので、よく確認してください。

なお、今回公募する計画が採択された場合には、「基盤研究（Ｃ）」又は「若手研究」の研究課題への追加交付を行い、学術研究助成基金助成金を交付します。

「科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について」

（平成２８年１２月２０日 科学技術・学術審議会 学術分科会研究費部会）（抜粋）

④若手研究者等の独立支援

- ・研究者が研究室を主宰する者（以下「研究室主宰者」という。）として研究活動を行おうとする際に必要な研究基盤の整備は、本来、当該研究者の所属機関が担うべき役割であるが、デュアルサポートシステムの機能不全により、その実施が困難となっている現実がある。このことにより、機関間を異動して研究室主宰者として自らの主体性の下、独創的な研究を遂行することが難しくなるなど、我が国の学術研究を持続的に発展させる土台が揺らいでいる。
- ・このような憂慮すべき状況を踏まえ、科研費による支援の効果・効用を更に高め、研究成果の最大化を目指すためには、研究基盤整備における所属機関の一定のコミットメントを前提とした上で、独立支援の措置を科研費の仕組みの中に導入することが適当であると考ええる。
- ・具体的には、特に支援を要すると認められる、研究室主宰者となる直前・直後の研究者のうち、科研費の新規採択者に対して、所属機関が研究基盤整備を主体的に実施することを条件に、そのための費用の追加交付を可とする制度を提案したい。
- ・この場合、当該制度を適用する種目の範囲については、限られた資源の制約の下、応募者の実状等を踏まえて適切に設定する必要がある。例えば、交付の手續・時期の柔軟性が求められる当該支援策の性質をも踏まえると、学術研究助成基金による助成を行っている「基盤研究（Ｃ）」及び「若手研究（Ｂ）」が有力な候補になるものと考えられる。
- ・本制度の設計に当たっては、研究室主宰者の定義が重要となるが、個々の機関や分野による解釈・状況の差異も存在する。このため、旧総合科学技術会議で示されたPI（Principal Investigator）の定義¹なども参考にしつつ、国として最低限の指針や目安等を示すことを検討する必要があるが、いずれにせよ、研究室主宰者か否かの認定は、分野の実状を踏まえつつ各所属機関の考え方を尊重する仕組みとすることが現実的であると考ええる。

- ・なお、当該制度の実施により、科研費の採択件数の多い機関に支援が集中してしまうならば、研究者の流動性を損ない、制度の本旨に沿わない結果にもつながりかねない。したがって、具体化に当たっては、多様な人材及び研究機関に制度のメリットが公平に行き渡るようにするための配慮が望まれる（例えば、各研究機関の応募可能件数に上限を設定することの検討などが考えられる）。

¹「基礎研究強化に向けて講ずべき長期的方策について―基礎研究を支えるシステムの改革―」（平成 22 年 1 月 27 日総合科学技術会議基本政策専門調査会）においては、「PI の定義については、引き続き議論し明確にする必要があるが、例えば、①独立した研究課題と研究スペースを持つこと、②研究グループを組織して研究を行っている場合は、そのグループの責任者であること、③大学院生の指導に責任を持つこと、④論文発表の責任者であること、などが考えられる」とされている。

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画に向けた科研費の改善・充実について」

（令和 3 年 1 月 21 日 科学技術・学術審議会 学術分科会研究費部会）（抜粋）

④「若手研究」における独立基盤形成支援（試行）の改善

（今後の方向性等）

- ・本制度は、科研費の立場から研究機関における若手研究者支援と基盤的経費の在り方を考える上でも有効であり、研究機関のニーズも踏まえ、必要な改善を行いつつ継続することが適当であると考えられる。
- ・まず、公募時期について、本制度の支援対象者は支援対象年度の 4 月 1 日現在で「若手研究」の研究代表者として新規に採択された者であることから、現在は支援対象者が明らかになった後に公募を行っている。しかし、年度が始まってからの公募では、研究代表者が所属する研究機関における当該年度の経費執行計画が既に決まっていることから、本制度が研究機関に求めている支援額の措置を計画的に行いにくい場合があるため、公募時期を前年度に前倒しすることが適当であると考えられる。
- ・また、令和元年度までの支援対象者は、「若手研究」の研究代表者として新規に採択された者で、准教授以上の職位に就いて 2 年以内の者、かつ、研究室を主宰している者であったが、この要件が平成 29 年度からの毎年度の応募件数が 65 件程度にとどまっている一因とも考えられたため、「若手研究者が研究室を主宰する者（研究室主宰者）として研究活動を行おうとする際に必要な研究基盤の整備を支援する」という本制度の趣旨に合致する範囲でより多くの支援をするために、対象種目を「基盤研究（C）」にも拡大することが考えられる。（略）
- ・なお、本制度は、本来、研究者の所属研究機関が担うべき研究基盤の整備に係る経費の一部を支援するものであり、デュアルサポートシステムを前提とした科研費制度においては、今後もその在り方を慎重に検討していく必要があるため、当面は、「独立基盤形成支援（試行）」として継続していくことが適当であると考えられる。
- ・上記の方向性を踏まえ、令和 2 年度公募から、対象種目を「基盤研究（C）」にも拡大した。
- ・なお、本制度は、若手研究者が研究室主宰者として研究活動を行おうとする際に必要な研究基盤の整備を支援するものであり、研究室主宰後間もない若手研究者の研究を後押しすることに直結するものであることから、本制度の利用を希望する若手研究者がいる場合には、研究機関として積極的な活用を検討することが望まれる。

「第 11 期研究費部会における審議のまとめ」

(令和 5 年 2 月 1 日 科学技術・学術審議会 学術分科会研究費部会) (抜粋)

I. 第 11 期に推進した科研費の改善

2. アカデミアをけん引する若手研究者の飛躍の支援

(3) 研究人材の流動性向上に資する試行

- ・ 科研費においては、若手研究者の独立に伴う研究活動の質の向上に資する取組として研究者の所属機関のコミットメントを前提とした「独立基盤形成支援」を試行しており、所属機関から推薦された候補者の中から支援対象者を選考している。
- ・ 人材流動性の向上については、研究活動の質を向上する上で重要な課題であるが、アカデミック・インブリーディングの問題は、構造的な人材政策上の課題であり、研究機関の採用方針として研究者の流動性を高めていくことが基本であると考えられる。
- ・ このため、本試行については、人材の流動化に係る基本的な考えを踏まえつつ、研究活動の質の向上に貢献する観点から改善を検討し、候補者の移動状況を確認の上、対象者を選定することとした。あわせて、例えば、「創発的研究支援事業」では、博士号取得後 15 年以下の研究者を支援しており、本試行の趣旨は、若手研究者支援の充実であることを踏まえ、学位取得後 15 年以下の者を対象とすることとした。

＜令和5（2023）年度公募における主な変更点＞

（１）支援対象者の要件の追加について

○若手研究者支援の充実の観点から、今回の公募より支援対象者の要件として、これまでの要件に加え「博士の学位取得後15年以下の者（産前・産後の休暇、育児休業の期間を除く）」を追加しました。（9頁参照）

（２）計画調書の様式の見直しについて

○研究活動の質を向上する上で人材流動性の向上が重要な課題であることから、計画調書に「学部卒業以降の研究機関の移動経験の有無」の欄を追加し、移動状況を確認の上、対象者を選定することとしました。

（参考）上記の見直しの詳細については、以下の資料を参照してください。

第11期科学技術・学術審議会 学術分科会研究費部会報告

- ・ https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/050/giji_list/index.htm

目 次

はじめに	2
＜本制度の趣旨・基本的考え方＞	3
＜令和 5 (2023) 年度公募における主な変更点＞	6
I 科学研究費助成事業－科研費－の概要等	8
II 公募の内容	8
1. 公募する内容	8
2. 応募から交付までのスケジュール	8
3. 独立基盤形成支援（試行）の内容	9
III 研究機関及び支援対象者に選定された方へ	12
1. 「研究機関」としてあらかじめ行うべきこと	12
2. 重複制限の確認	13
3. 応募書類（計画調書）の作成・応募方法等	13
4. 応募書類（計画調書）の提出等	14
5. 審査等	14
IV 関連する留意事項等	15
V 問合せ先等	15

【参考】

応募書類の様式（計画調書）等は別冊になりますので、『別冊「令和 5 (2023) 年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（「基盤研究（C）」及び「若手研究」における独立基盤形成支援（試行））」（応募書類の様式・記入要領）』を御覧ください。

※ 応募書類の様式（計画調書）等については、日本学術振興会ホームページ（以下 URL 参照）よりダウンロードできます。

URL : https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/36_dokuritsu_kiban/download.html

I 科学研究費助成事業－科研費－の概要等

※ この項目については、「令和5(2023)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（基盤研究（B・C）、挑戦的研究（開拓・萌芽）、若手研究」（令和4年8月1日独立行政法人日本学術振興会）の掲載内容と同一であるため省略しています。必要な場合はそちらを御確認ください。

(URL: https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/03_keikaku/data/r05/r5_8_kobo.pdf)

II 公募の内容

1. 公募する内容

今回、日本学術振興会が公募する内容は、次のとおりです。

「基盤研究（C）」及び「若手研究」における独立基盤形成支援（試行）
〔学術研究助成基金助成金〕

2. 応募から交付までのスケジュール

(1) 応募書類提出期限までに行うべきこと

研究機関は所属する支援対象者と十分連携し、適切に対応してください。

日 時	研究機関が行う手続 (「 Ⅲ 研究機関及び支援対象者に選定された方へ 」を参照)
令和5(2023)年 3月22日(水) 公募開始	① 支援対象者を選定 (研究室を主宰する「基盤研究（C）」又は「若手研究」の交付申請者の中から支援対象者を選定) ↓ ② 応募書類を作成 (支援対象者と協力して「独立基盤形成支援（試行）計画調書」（以下「計画調書」という。）を作成) ↓ ③ 応募書類の提出（送信） ※科研費電子申請システム（以下「電子申請システム」という。）にアクセスし、提出
<u>5月17日(水)</u> <u>午後4時30分</u> <u>提出期限（厳守）</u>	

(2) 応募書類提出後のスケジュール（予定）

以下には、現時点のスケジュールを掲載しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、交付内定の時期も含め変更が生じる可能性があります。スケジュールに変更が生じた場合は日本学術振興会ホームページ及び研究機関を通じて周知します。

独立基盤形成支援（試行）	
令和5（2023）年 6月上旬 6月下旬 7月中旬 8月上旬	審査 交付内定 変更交付申請 追加交付決定

3. 独立基盤形成支援（試行）の内容

ア) 支援対象者の要件

令和5（2023）年4月1日現在で「基盤研究（C）」又は「若手研究」の研究代表者として新規に採択された者のうち、大学又は大学共同利用機関法人に所属し、新たに准教授以上の職位に就いて2年以内かつ令和5（2023）年4月1日現在で博士の学位取得後15年以下の者（産前・産後の休暇、育児休業の期間を除く）であって、所属する研究機関において研究室を主宰（※）していること。

（※）「研究室を主宰」については、各分野の実情を踏まえつつ、以下の要件を全て満たしていることを所属する研究機関において確認してください。

- ・独立した研究課題を有すること
- ・研究グループの責任者であること（研究グループを組織している場合）
- ・大学院生の指導に責任を持っていること
- ・論文発表の責任者となっていること
- ・その他研究室を主宰する者としての活動があること

イ) 経費区分等

所属する研究機関が各支援対象者に対して研究基盤を整備するに当たり、研究基盤整備（Ⅰ）については追加支援を受けようとする額（150万円又は令和5（2023）年4月1日に交付内定を受けた研究課題の当初応募額から交付内定額を引いた額のいずれか低い額）に基づく計画であること、かつ、研究基盤整備（Ⅰ）及び研究基盤整備（Ⅱ）を合わせて300万円以上の計画であることが必要です。なお、研究基盤整備（Ⅰ）については、「基盤研究（C）」又は「若手研究」の研究課題の遂行に必要な研究基盤整備として科研費の直接経費から支出可能な経費を積算する必要がありますが、研究基盤整備（Ⅱ）については、研究機関の負担により整備するものであるため研究基盤整備（Ⅰ）のような制限は設けていません。

また、いずれの経費についても支援対象者が希望する内容であり、かつ、所属する研究機関が希望内容を踏まえて整備を行うものである必要があります。

経費区分	経費の種類	経費負担
研究基盤整備（Ⅰ）	「基盤研究（C）」又は「若手研究」の研究課題の遂行に必要な研究基盤整備 ＜追加支援額（150万円又は令和5（2023）年4月1日に交付内定を受けた研究課題の当初応募額から交付内定額を引いた額のいずれか低い額）に基づき直接経費から支出可能な経費を積算＞	科研費 （追加支援額：150万円上限）
研究基盤整備（Ⅱ）	支援対象者の希望内容に基づき、所属する研究機関が整備する研究基盤整備 ＜（Ⅰ）と合わせて300万円以上の計画であることが必要であり、明確に経費算定可能なものを積算＞	研究機関 （上記の追加支援額と合わせて300万円以上とすること）

ウ) 応募件数の上限

所属する研究機関が応募できる件数の上限は、当該研究機関における「基盤研究（Ｃ）」と「若手研究」の新規採択合計件数（令和５（２０２３）年４月１日現在）の５％（小数点以下切り上げ）又は５件のいずれか低い件数です。なお、複数応募する場合には支援対象者に優先順位を付してください。また、「基盤研究（Ｃ）」と「若手研究」の応募割合は問いません。

エ) 配分額の上限

採択された場合には、各支援対象者に対して、１５０万円又は令和５（２０２３）年４月１日に交付内定を受けた研究課題の当初応募額から交付内定額を引いた額のいずれか低い額を交付します。

なお、「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」第１０条(４)に基づき、配分額は１０万円単位（１０万円未満切り捨て）となります。

交付に当たっては、既に採択されている「基盤研究（Ｃ）」又は「若手研究」の研究課題に追加交付しますので、変更交付申請書を作成していただきます。上記経費のうち研究基盤整備（Ⅰ）に係る経費のみ直接経費として交付し、追加交付する直接経費の３０％相当額を間接経費として交付します。

オ) 趣旨等

独立基盤形成支援（試行）は、若手研究者が研究室を主宰する者（研究室主宰者）として研究活動を行おうとする際に必要な研究基盤の整備を支援するため、若手研究者に対して、所属する研究機関が研究基盤整備を主体的に実施することを条件に、そのための費用を交付するものです。

（「本制度の趣旨・基本的考え方」参照）

カ) 留意事項

① 「独立基盤形成支援（試行）」の趣旨や基本的な考え方については、「科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について」（平成２８年１２月２０日 科学技術・学術審議会 学術分科会研究費部会）、「第６期科学技術・イノベーション基本計画に向けた科研費の改善・充実について」（令和３年１月２１日 科学技術・学術審議会 学術分科会研究費部会）及び「第１１期研究費部会における審議のまとめ」（令和５年２月１日 科学技術・学術審議会 学術分科会研究費部会）（「本制度の趣旨・基本的考え方」参照）に記載されていますので、応募に当たっては十分御確認ください。

② 今回の試行は、以下の考え方により「大学（大学共同利用機関を含む）に所属する研究者」を前提とした制度設計としています。

- ・法制度上、大学は「学術の中心」としての特別な位置付けがなされる一方、特に若手の独立をめぐる課題が顕在化していること
- ・大学は、法令上職位や役割（大学院生の教育指導）の定めがあり、「独立」の定義を明確化した制度運用が可能なこと
- ・予算上、支援対象件数に限りがあること

③ 令和２（２０２０）年度公募より、支援対象者の要件である対象種目を従来の「若手研究」に加え、「基盤研究（Ｃ）」にも拡大しました。

④ 採択件数は１３０件程度を予定しています。過去４回実施した公募における応募・採択状況は以下のとおりです。

公募年度	採択予定件数	応募件数	採択件数
令和元年度	130 件程度	67	67
令和２年度	130 件程度	173	133
令和３年度	130 件程度	174	135
令和４年度	130 件程度	179	130

⑤ 今回の「基盤研究（Ｃ）」又は「若手研究」の追加交付分については、支援対象者に対して、所属する研究機関が実施する研究基盤整備のために措置するものです。そのため、措置により支援対象者の研究活動の更なる発展や研究成果の創出が期待できる場合、「基盤研究（Ｃ）」又は「若手研究」の研究課題と経費を合算して使用することは可能ですが、その場合、それぞれの経費を区分して使用してください。

- ⑥ 実施状況報告書提出時に、所属する研究機関による研究基盤整備の実施について、別途お送りする報告書類により確認することとします。
- ⑦ 所属する研究機関が研究基盤整備を履行しなかった場合には、当該支援措置の返還などの措置を行う場合があります。
- ⑧ 支援対象者及び所属する研究機関に対してアンケートに御協力いただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

Ⅲ 研究機関及び支援対象者に選定された方へ

1. 「研究機関」としてあらかじめ行うべきこと

(1) 支援対象者の選定

今回の「独立基盤形成支援（試行）」の応募に当たっては、所属する研究機関において、以下の要件①と②を満たす支援対象者を選定する必要があります。

- ① 令和5(2023)年4月1日現在で「基盤研究（C）」又は「若手研究」の研究代表者として新規に採択された者のうち、大学又は大学共同利用機関法人に所属し、新たに准教授以上の職位に就いて2年以内かつ令和5(2023)年4月1日現在で博士の学位取得後15年以下の者（産前・産後の休暇、育児休業の期間を除く）であること。
- ② 所属する研究機関において研究室を主宰（※）している者であること。
（※）「研究室を主宰」については、各分野の実情を踏まえつつ、以下の要件を全て満たしていることを所属する研究機関において確認していること。
 - ・独立した研究課題を有すること
 - ・研究グループの責任者であること（研究グループを組織している場合）
 - ・大学院生の指導に責任を持っていること
 - ・論文発表の責任者となっていること
 - ・その他研究室を主宰する者としての活動があること

なお、応募件数については、「基盤研究（C）」及び「若手研究」の新規採択合計件数（令和5(2023)年4月1日現在）の5%（小数点以下切り上げ）又は5件のいずれか低い件数が上限となりますので、選定に当たっては御注意ください。また、複数応募する場合には支援対象者に優先順位を付してください。「基盤研究（C）」と「若手研究」の応募割合は問いません。

(2) 経費区分等

各支援対象者に対して研究基盤を整備するに当たり、研究基盤整備（Ⅰ）については追加支援を受けようとする額（150万円又は令和5(2023)年4月1日に交付内定を受けた研究課題の当初応募額から交付内定額を引いた額のいずれか低い額）に基づく計画であることを、かつ、研究基盤整備（Ⅰ）及び研究基盤整備（Ⅱ）を合わせて300万円以上の計画となっていることを確認してください。なお、研究基盤整備（Ⅰ）については、「基盤研究（C）」又は「若手研究」の研究課題の遂行に必要な研究基盤整備として科研費の直接経費から支出可能な経費を積算する必要がありますが、研究基盤整備（Ⅱ）については、研究機関の負担により整備するものであるため研究基盤整備（Ⅰ）のような制限は設けていません。

また、いずれの経費についても支援対象者が希望する内容を踏まえた計画である必要があります。

経費区分	経費の種類	経費負担
研究基盤整備（Ⅰ）	「基盤研究（C）」又は「若手研究」の研究課題の遂行に必要な研究基盤整備 ＜追加支援額（150万円又は令和5(2023)年4月1日に交付内定を受けた研究課題の当初応募額から交付内定額を引いた額のいずれか低い額）に基づき直接経費から支出可能な経費を積算＞	科研費 （追加支援額：150万円上限）
研究基盤整備（Ⅱ）	支援対象者の希望内容に基づき、所属する研究機関が整備する研究基盤整備 ＜（Ⅰ）と合わせて300万円以上の計画であることが必要であり、明確に経費算定可能なものを積算＞	研究機関 （上記の追加支援額と合わせて300万円以上とすること）

(3) 公募要領等の内容の周知

公募要領の内容については、あらかじめ研究機関内の支援対象者となりうる研究者の皆様に対してその内容を周知してください。特に、支援対象者の要件や応募書類の作成方法などについては、誤解の無いよう周知をお願いします。

なお、公募要領については、日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページでも御覧いただけますので、御利用ください。（URL：<https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>）

(4) 「研究機関」としての要件

所属する研究者が科研費による研究活動を行うためには、研究機関は、次の要件を満たさなければなりませんので御留意ください。

<要件>

- ① 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ② 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと

2.重複制限の確認

「独立基盤形成支援（試行）」は、「基盤研究（C）」又は「若手研究」の新規採択者（支援対象者）に対して、若手研究者が研究室を主宰する者（研究室主宰者）として研究活動を行おうとする際に必要な研究基盤の整備を支援するための経費を追加で交付するものです。このため、新たな研究課題への応募には該当しないことから、今回の応募において科研費と他の競争的研究費制度との間には「重複制限」は設けていません。ただし、「卓越研究員事業」により支援を受けている場合は、支援対象者として選定することはできませんので御留意ください。

3.応募書類（計画調書）の作成・応募方法等

応募に必要な書類は計画調書です。

計画調書は、「総表」、「個票1」及び「個票2」の三つで構成されます。

研究機関は、研究基盤整備計画の内容について支援対象者と相談の上、計画調書全体を作成してください。

計画調書の作成・応募方法の詳細は以下のとおりですので確認してください。

(1) 計画調書の作成

応募に当たっては、計画調書を作成する必要があります。

計画調書について

計画調書は次の三つから構成されます。

総表	研究機関が応募する支援対象者をとりまとめて作成してください。 複数の支援対象者がいる場合は、優先順位をつけてください。
個票1	「支援対象者の要件確認、研究基盤整備の目的・必要性・取組内容」など、独立基盤形成支援計画の内容に係る部分を支援対象者ごとに、研究機関又は支援対象者が作成してください。
個票2	「研究基盤整備経費の内訳」など、独立基盤形成支援計画の経費に係る部分を支援対象者ごとに、研究機関又は支援対象者が作成してください。 なお、研究基盤整備（Ⅰ）については、支援対象者となる研究課題の遂行に必要であり、直接経費から支出可能であることが前提となりますので、御留意ください。

※計画調書の作成に当たっては、公募要領別冊「応募書類の様式・記入要領」を十分確認してください。

(2) 支援対象者への確認

計画調書に記載された支援対象者が、この公募要領に定める「Ⅱ 公募の内容」を確認していることを確認してください。

(3) 応募書類の確認

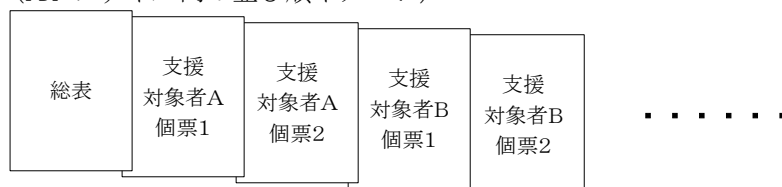
応募書類は、所定の様式と同一規格であるか確認してください。（『別冊「令和5（2023）年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（「基盤研究（C）」及び「若手研究」における独立基盤形成支援（試行）」（応募書類の様式・記入要領）」』参照）

4. 応募書類（計画調書）の提出等

- (1) 研究機関は、「令和5（2023）年度独立基盤形成支援（試行）計画調書作成・記入要領」に基づき作成した「総表」「個票1」「個票2」を計画調書とし、一つのPDFファイルに応募書類としてまとめた上で、e-RadのID・パスワードにより電子申請システムにアクセスし、電子申請システムのアップロード機能を利用して提出（送信）処理を行ってください。

なお、ファイル名は任意の名称としていただいて構いません。

（PDFファイル内の並び順イメージ）



※電子申請システムからアップロードする方法については、以下の操作マニュアルを参照してください。

電子申請システム所属研究機関担当者向け操作手引（詳細版）

<https://www.shinsei.jstps.go.jp/kaken/topkakenhi/download-ka-s.html#tebiki2>

- (2) 研究機関により提出（送信）された応募書類（PDFファイル）については、計画調書の修正等を行うことはできません。

【計画調書の提出（送信）期限】

令和5（2023）年5月17日（水）午後4時30分（厳守）

※いかなる理由であっても、上記の期限より後に提出（送信）された課題は受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出（送信）してください。

※応募書類の提出（送信）後に、計画調書の訂正、再提出等を行うことはできません。

※個票は支援対象者ごとに「個票1」「個票2」を作成する必要があります。

全ての個票の提出がなければ審査に付しません。

5. 審査等

(1) 審査の方法等

科研費の審査は、応募書類（計画調書）に基づき、日本学術振興会科学研究費委員会で行います。また、審査は非公開で行われます。

各研究種目の評価基準など、「評価ルール」（「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」（以下「審査及び評価に関する規程」という。））の詳細は、日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ（URL：https://www.jstps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/03_shinsa/index.html）で確認してください。

（令和5（2023）年度に係る「審査及び評価に関する規程」については、日本学術振興会ホームページにおいて公開しています。）

(2) 審査結果の通知

審査結果に基づく採択、不採択については、電子申請システムにより研究機関に通知します。
(6月下旬予定)

IV 関連する留意事項等

- ※ この項目については、「令和5(2023)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（基盤研究（B・C）、挑戦的研究（開拓・萌芽）、若手研究」（令和4年8月1日独立行政法人日本学術振興会）の掲載内容と同一であるため省略しています。必要な場合はそちらを御確認ください。
(URL: https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/03_keikaku/data/r05/r5_8_kobo.pdf)

V 問合せ先等

- 1 この公募に関する問合せは、研究機関を通じて下記宛てに行ってください。

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成企画課

電話 03-3263-0964

※ 電話受付時間：平日 9:30～12:00、13:00～17:00（土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）、創立記念日（9月21日）を除く）

- 2 応募書類（計画調書）の様式等は、次のホームページからダウンロードすることができます。

日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ

URL: https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/36_dokuritsu_kiban/download.html